

たくさんの色 ふれ合おう。



(小学校5・6年生版)



性っていろいろあるの？
～あなたと私の色を探していこう～



1. 「その人らしさ」を大切にしよう

友だちとの会話の中で、次のような言葉を口にしていませんか？ これらの言葉は、相手をイヤな気持ちにさせてしまうこともあります。どうしてこういった言葉を言うのでしょうか。



男なのにピンクが好きなんて、女の子みたい。

男の子は料理できないし、手伝わなくていいよ。



外で元気に遊ぶなんて、女の子らしくない。

女の子なんだから、スカートをはきなよ。



「男の子らしさ」「女の子らしさ」を勝手に決めつけていませんか。ピンクが女の子の色という決まりはありません。料理が得意な男の子もいれば、外で元気に遊ぶ女の子もいます。服装^{ふくそう}だって、好きな服・着たい服は、人それぞれです。

「男の子らしさ」「女の子らしさ」を勝手に決めつけないで、「性別に関係なく、いろんなものを選んだり、いろんなこと^{ちようせん}に挑戦してもいいんだよ」と言ってみましょう。

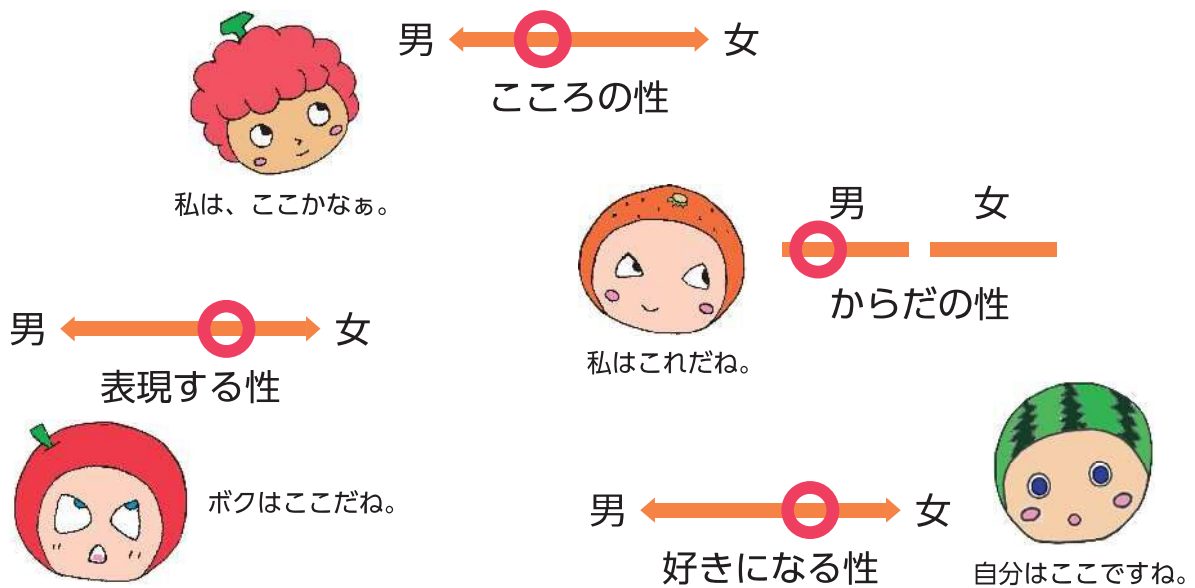




2. いろいろな性について知ろう

好きなこと、^{ふくそう}服装などが、人それぞれちがうように、自分が思っている性別も人それぞれちがいます。性には、①こころの性（自分が実感している性別。生きていきたい性別）②からだの性（生まれたときの体の性別）③好きになる性（好きになる相手の性別）④表現する性（自分が表現したい性別）などがあります。性は、男性か女性ではっきり分かれるものではありません。これらの性をあらす方法の1つが「性のものさし」です。

自分が思っている「性のものさし」上の位置は、下の図のように一人一人ちがうため、こころの性とからだの性が同じという人、ちがっているという人、性別は関係ないという人もいます。



好きになる性別も、人によってちがいます。ちがう性別の相手を好きになる人もいれば、同じ性別の相手を好きになる人、性別は関係ないという人もいます。異性愛も同性愛も、人々を好きになるという点では同じです。なかには、恋愛感情をもたない人もいます。どれも大切な気持ちです。

い せいあい 異性愛

ちがう性別を好きになること



同性愛

同じ性別を好きになること





3. ほかの人の性のあり方を大切にしよう

※性のあり方とは、「その人がもっている、いろいろな性」を表す言葉です。

ほかの人の性のあり方を大切にするには、次のようなことに気を付けましょう。その人の性のあり方をみとめない発言をしたり、からかって笑いものにしたりすることは、たとえ悪気がなかったとしても、その人を傷つけることとなります。そのような言葉を聞いたら、「人の性のあり方はいろいろあるからいいんだよ」と伝えましょう。いろいろな性を尊重した周りの人との関わり方を考えてみましょう。



「オカマ」「オネエ」などの差別的な言葉を使う。自分とちがう性のあり方を「気持ち悪い」などといって否定する。

性のあり方を、笑いやからかいのネタにする。

「好きな男の子（女の子）は？」など、異性愛を前提にたずねる。

「女らしさ」や「男らしさ」を決めつけ、それを相手におしつける。

「人の性のあり方はいろいろあるからいいんだよ」と伝える。

「そういうのを笑いのネタにするのはよくないよ」と伝える。

「好きな人はいる？」などのようにたずねる。

「あなたらしさを、私も大切にしたいと思うよ」などと伝える。

一人一人、性のあり方はちがうので、相手の性のあり方も自分の性のあり方もおたがい大切にして、前向きな言葉や思いやりのある言葉を使うようにしましょう。

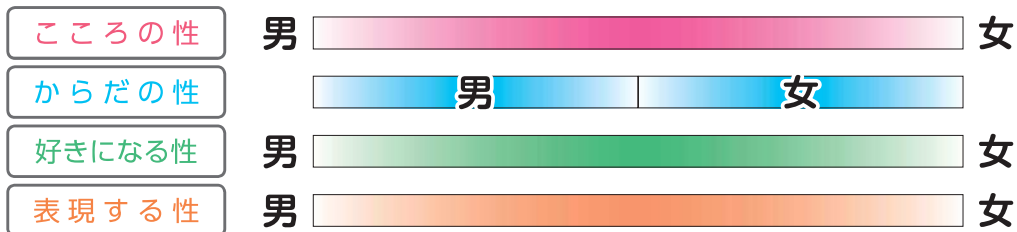
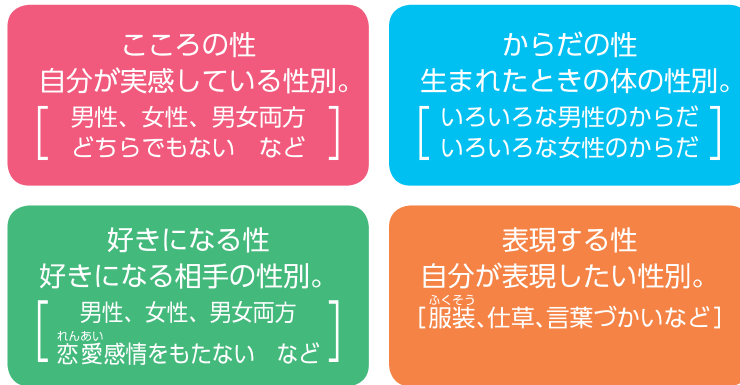


ほかの人の性のあり方を尊重するため、その人の性のあり方を勝手にちがう人に話しては絶対にいけません。その人に「だれに話していいのか」を確認しましょう。



4. 全ての色を大切にしよう

性のあり方は、4つの性のものさしの組合わせで考えることができます。ものさし上の位置が一人一人ちがうため、性のあり方は「男」か「女」ではっきりと分けられるものではありません。そのため、色の境界がない「グラデーション」や「レインボー」に例えられます。一人一人の性のあり方の色を大切にしていきましょう。



自分の性のあり方についてなやみなどがあったら、かかえこまないで身近な先生などに相談しましょう。また、電話などで相談できる窓口もあります。

※左下のコードを読み取るかURLを入力すると、自分の性のあり方でなやんでいる人を支えている団体や、性のあり方に関する本がのっているページに移動します。

よりそいホットライン

一般社団法人 社会的包摂サポートセンター

TEL相談 **0120-279-338**

性的少数者の相談は、ガイダンスに沿って#4を押してください。

FAX相談 **0120-773-776**

通話による聞き取りが難しい方

★24時間無休

東京弁護士会

セクシュアル・マイノリティ電話法律相談

TEL相談 **03-3581-5515**

★毎月第2・第4木曜日（祝祭日の場合は翌金曜日）

17時～19時

下の2つは、専門ではありませんが、なやみごと・心配ごとを聞いてくれる相談先です。

埼玉県立総合教育センター

よい子の電話教育相談

TEL相談 **#7300** または **0120-86-3192**

Eメール相談 soudan@spec.ed.jp

★Eメール相談の受信確認・返信は、平日9時～17時まで

埼玉県男女共同参画推進センター

(With You さいたま)

TEL相談 **048-600-3800**

★月～土 10時～20時30分

(祝日・第3木曜日・年末年始を除く)



<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2218/supportpage.html>

【発行】埼玉県教育委員会



埼玉県マスコット
コパトン&さいたまっち